

## 令和 6 年度男性労働者の育児休業等取得状況の公表

育児・介護休業法の改正により、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主には「男性労働者の育児休業等の取得状況の公表」が義務付けられました。

岡山中央福祉会の男性労働者の育児休業等の状況は以下の通りです。

男性労働者の育児休業取得率

	令和 6 年度
男性労働者の 育児休業取得率	40%